

## パブリックコメント結果シート

施策案番号	No.5 4
施策案件名	豊山町きれいなまちづくり条例案
募集期間	令和4年5月19日（木）から令和4年6月2日（木）まで
公表方法	案を役場1階住民課窓口及び役場1階情報コーナーに設置するとともに、町ホームページに掲載
募集方法	窓口提出、郵送、電子メール又はファクス
主管課・係名	住民課環境保全グループ 問合せ先 電 話 0568-28-0916
募集結果	1名・2件

## 意見及び町の回答

番号	該当箇所	町民意見及び件数	町の考え方
1	第8条	ペットが多種多様化している現代で、犬のみに限定するのではなく、ペット全体の飼養管理を定義した方がよいのではないか。	狂犬病予防法第4条の規定により、犬の登録が義務付けられていることから、町では、犬及びその飼い主の情報を管理しています。しかし、その他のペットについては根拠法令がなく、町で管理することができないため、本条では犬に限定して適正飼養を義務付けています。
2	第9条 第10条 第11条	運用方法として、町長からの助言又は指導、勧告、命令となっているが、罰則は設けなくてよいか。	本条例は、協働によるきれいなまちづくりの推進のため、罰則を規定することは考えておりません。